

# 新見市企業版ふるさと納税

企業のチカラで新見市を応援してください

## ●稼ぐ地域をつくり、地域内経済が好循環する環境をつくる事業

- ・ 持続的な経営環境の確立や市内経済環境の活性化
- ・ 地域資源を活用した観光振興や観光資源の魅力向上
- ・ 地元雇用の拡大や市外からの労働力の確保 など

## ●都市から新見へ 新しい人の流れをつくる事業

- ・ 大学を活かしたまちづくりの推進や高等学校の魅力向上
- ・ 関係人口創出の取組や移住・定住の推進 など

## ●若者が結婚・出産・子育ての希望を実現できる地域をつくる事業

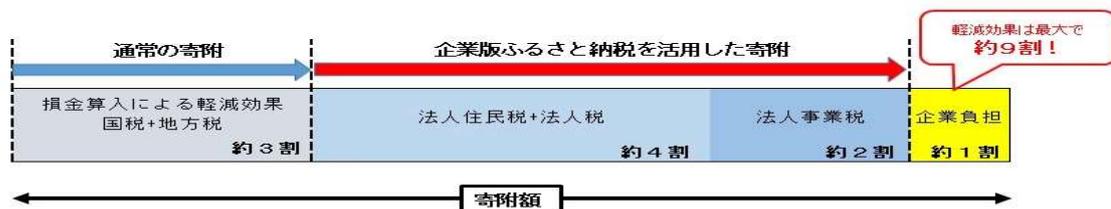
- ・ 子育てしやすい社会環境の整備や切れ目のない子育て支援体制の整備
- ・ 社会を生き抜く力の育成や小中一貫・連携教育の推進
- ・ 生涯学習体制の確立や社会教育の充実
- ・ 男女共同参画社会の推進や結婚を応援する取り組みの充実 など

## ●安心して暮らし続けられる持続可能な地域をつくる事業

- ・ 生涯を通じた健康増進、安心して住み続けられる環境づくり
- ・ 芸術・文化活動の振興や文化財の保護・保存
- ・ 地域防災力の強化や消防団組織の充実、防犯・交通安全意識の醸成
- ・ 住宅の安定供給の推進や公園・緑地など公共空間の整備
- ・ 協働による地域づくりの推進や大学を活かした地域支援の推進 など

## ■法人関係税が最大で約9割軽減されます。

「企業版ふるさと納税（地方再生応援税制）」を活用して寄附された場合、損金算入による寄附額の約3割に相当する税額の軽減に加え、特例措置によりさらに6割が上乗せされ、合わせて最大約9割に相当する額が軽減されます。



## ■寄附のお申し出

本市の取組にご賛同いただける場合は、本市ホームページ掲載の寄附申出書を移住・定住推進課へご提出ください。

- ・ 寄附額の下限額は10万円です。
- ・ 本社（地方税法における「主たる事務所又は事業所」）が新見市にない法人が対象となります。
- ・ 寄附の代償として、経済的な利益を受けることは禁止されています。
- ・ 寄附のお申し出の際、同意をいただいた場合は、貴社名等を本市ホームページ等で紹介いたします。

【お問い合わせ・お申し込み先】新見市総務部移住・定住推進課

〒718-8501 岡山県新見市新見310番地3 電話：0867-72-6114 F A X：0867-72-6181

メールアドレス：[iju-teiju@city.niimi.lg.jp](mailto:iju-teiju@city.niimi.lg.jp)